

## 船橋市グループホーム等入居者家賃補助事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、グループホーム及び生活ホーム（以下「グループホーム等」という。）に入居する障害者（以下「入居者」という。）の経済的負担を軽減し、その自立を促進するため、家賃の一部を補助（以下「家賃補助」という。）することに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。
- (2) 生活ホーム 千葉県生活ホーム運営事業実施要綱（昭和61年7月1日施行）に定める生活ホーム、千葉市知的障害者生活ホーム運営事業実施要綱（平成5年4月1日施行）に定める知的障害者生活ホーム、千葉市精神障害者生活ホーム運営事業実施要綱（平成14年4月1日施行）に定める精神障害者生活ホーム、柏市知的障害者生活ホーム運営費助成規則（平成12年柏市規則第55号）に定める知的障害者生活ホーム及び船橋市知的障害者生活ホーム運営費補助金の交付等に関する規則（平成15年船橋市規則第42号。以下「船橋市生活ホーム規則」という。）に定める生活ホームをいう。
- (3) 家賃 グループホーム等の入居に係る月ごとに支払う家賃（敷金、礼金、保証金、管理費及び共益費等を除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づき家賃補助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第5条の規定により申請のあった月の属する年度（当該申請のあった月が4月から6月までのときは、前年度。）の市町村民税が非課税であるもの（生活保護を受けている者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第3号の住宅扶助の決定をうけているものを除く。）とする。

- (1) 法第22条第8項の規定により、本市において障害福祉サービス受給者証の交付を受けグループホームに入居している者
- (2) 船橋市生活ホーム規則第16条の規定により、市長の承認を受け生活ホームに入居している者

### (補助額)

第4条 家賃補助は、月額25,000円の範囲内で、家賃の2分の1に相当する額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、

法第34条に規定する特定障害者特別給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第2号に規定する居住費の基準費用額に限る。以下「特定障害者特別給付費」という。）の支給の対象となる場合は、月額20,000円の範囲内で、家賃から特定障害者特別給付費を控除した額の2分の1に相当する額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、月の途中の入退去等により、家賃が日割りで計算されるときは、当該日割りで計算した額から特定障害者特別給付費を控除した額の2分の1に相当する額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助の申請）

第5条 家賃補助を受けようとする者は、毎年度4月末日までに（年度の中途に申請する場合を除く。）船橋市グループホーム等入居者家賃補助申請書（第1号様式）に、当該入居に係る契約書又はこれに類する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（家賃補助の決定）

第6条 市長は、前条の規定により家賃補助の申請があったときは、内容を審査の上、家賃補助の可否を決定し、船橋市グループホーム等入居者家賃補助可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（支給の方法等）

第7条 家賃補助の支給の時期は、次の表に掲げるとおりとする。

対象月	支給月
4月・5月・6月	8月
7月・8月・9月	11月
10月・11月・12月	2月
1月・2月・3月	5月

2 家賃補助は、第5条の規定により申請のあった日の属する月から行う。

3 市長は、支給月の末日までに口座振替の方法により、家賃補助の支払いを行う。

（請求の方法）

第8条 第6条の規定による補助金の支給の決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、船橋市グループホーム等入居者家賃補助請求書（第3号様式）に、グループホーム等を運営する事業者（以下「事業者」という。）が発行する当該家賃月額分の領収を証する書類を添えて、支給月の10日までに市長に請求しなければならない。

（請求及び受領の方法の特例）

第9条 事業者は、支給決定者に代わり補助金の請求及び受領（以下「代理受

領」という。)をすることができる。

- 2 市長は、前条の規定にかかわらず、支給決定者が事業者に対し、委任状（第4号様式）により代理受領を委任したときは、当該支給決定者に係る補助金として支給すべき限度において、当該支給決定者に代えて当該事業者を支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に補助金の支給があったものとみなす。
- 4 代理受領の委任を受けた事業者は、代理受領の方法により家賃補助の請求をしようとするときは、船橋市グループホーム等入居者家賃補助代理受領に係る請求書（第5号様式）に、家賃の額から当該支給決定者に係る補助金として支給すべき額を差し引いた額分の領収を証する書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（変更届等）

第10条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは船橋市グループホーム等入居者家賃補助変更・中止届（第6号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) グループホーム等を退去した時
- (2) 生活保護法第11条第3号の住宅扶助の決定を受けるようになった時
- (3) 家賃月額が変更になった時
- (4) グループホーム等が変更になったとき
- (5) その他申請内容に変更が生じた時

- 2 市長は、前項の規定により届出があった場合において、補助額の内容を変更し、又は補助しないときは、その旨を船橋市グループホーム等入居者家賃補助変更決定通知書（第7号様式）により、当該届出をした者に通知する。

（交付決定の取消等）

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製された用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製された用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

第1号様式

船橋市グループホーム等入居者家賃補助申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

申請者

電話

個人番号

グループホーム等入居者家賃の補助を受けたいので、次のとおり申請します。

グループホーム 生活ホーム	事業者名			
	所在地			
	名称			
申請額		月額 円		
振 込 先	銀行名	銀行	銀行名	支店
	フリガナ		預金種別	普通・貯蓄・当座
	名義人		口座番号	

第2号様式

第 号  
年 月 日

船橋市グループホーム等入居者家賃補助可否決定通知書

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあったグループホーム等入居者家賃補助について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助します。

補助額 月額 円

補助開始日 年 月 日

2 補助しません。

理由

第3号様式

船橋市グループホーム等入居者家賃補助請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

請求者 氏名

印

電話

年 月 日付けで交付決定のあったグループホーム等入居者家賃補助  
を下記のとおり請求します。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円  
グループホーム等名

※添付書類 領収書等

口座振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	1. 普通 2. 当座
	口座名義人	カタカナで記入してください。		

第4号様式

委 任 状

年 月 日

船橋市長 あて

住所  
委任者 氏名 印  
電話

下記の者を代理人として、 年 月 日付け第 号により支給の決定を受けた船橋市グループホーム等入居者家賃補助費の請求及び受領に関する一切の権限を委任いたします。

記

受任者 事業者

代表者

所在地

電話番号

第5号様式

船橋市グループホーム等入居者家賃補助代理受領に係る請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
請求事業者 名称  
代表者氏名 印  
電話

年 月 日付けで交付決定のあったグループホーム等入居者家賃補助  
を下記のとおり請求します。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円

グループホーム等名称	
入居者名	

口座振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	1. 普通 2. 当座
	口座名義人	カタカナで記入してください。		

第6号様式

船橋市グループホーム等入居者家賃補助変更・中止届

年 月 日

船橋市長 あて

住所  
申請者 氏名  
電話

グループホーム等入居者家賃補助の申請内容の変更・中止事由が発生しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

		変更後	変更前
家賃月額			
グループホーム等	名称		
	所在地		
振込口座	銀行	銀行	銀行
	支店	支店	支店
	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	(名義人)	(名義人)	(名義人)
	(口座番号)	(口座番号)	
その他			
変更年月日			

※ 添付書類 変更契約書の写し等

2. 中止事由

中止事由	ア. グループホーム等を退去 イ. 生活保護法第11条第3号の住宅扶助の決定を受けた ウ. その他
上記事由の発生日	

第7号様式

第 号  
年 月 日

船橋市グループホーム等入居者家賃補助変更決定通知書

船橋市長



年 月 日付で届出のあったグループホーム等入居者家賃補助の変更について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助内容を変更します。

変更事項	
変更年月日	

2 補助しません。  
理由